

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３４）
根 拠 条 項：第１１条第８項
処 分 の 概 要：取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第１１条第１項～第４項、第８項（許可の取消し及び仮領置）、第２７条第１項（提出命令）
処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）
備 考：